宿毛市要介護認定調査業務委託に関する実施要綱

　（趣旨）

第１条　この要領は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第２８条第５項の規定により、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）第４０条第４項に定める事業者又は施設（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）に委託して行う法第２８条第４項、第２９条第２項、第３３条第４項及び第３３条の２第２項において準用する法第２７条第２項に規定する調査（以下「認定調査」という。）の委託について必要な事項を定める。

　（契約の締結）

第２条　市長は、指定居宅介護支援事業者等と要介護認定調査委託契約書（第１号様式）により業務委託契約を締結するものとする。

　（調査員）

第３条　委託を受けた指定居宅介護支援事業者等（以下「委託事業者等」という。）は、法第２４条の２第２項及び第２８条第６項に規定する介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者（以下「調査員」という。）に認定調査を行わせるものとする。

２　前項に規定する調査員は、都道府県等が実施する認定調査に関する研修を終了した者でなければならない。

　（調査員の登録）

第４条　委託事業者等は、要介護認定調査従事者名簿（第２号様式）及び介護支援専門員証の写しを提出しなければならない。

　（認定調査の実施）

第５条　市長は、認定調査を実施するにあたり、介護保険要介護認定訪問調査依頼書（以下「認定調査依頼書」）により委託事業者等へ依頼するものとする。

２　調査員は、対象者に訪問日時等を事前連絡するとともに、被保険者の日常生活における状況を把握するため被保険者の家族等の立会いを求めるものとする。

３　調査員は、対象者に面接を実施することとし、及び認定調査員テキストに基づき認定調査を行うものとする。この場合において、疑義が生じた場合には、市へ問い合わせ等を行うものとする。

４　委託事業者等は、所定の書式による要介護認定調査票を認定調査依頼書に記載された提出期限までに提出しなければならない。ただし、認定調査を受ける被保険者の状況等やむを得ない事由により提出期限までに提出できない場合には、この限りでない。

　（委託料の請求）

第６条　委託事業者等は、認定調査に係る委託料を介護保険訪問調査委託料請求書（第３号様式）により請求するものとする。

　（委託料）

第７条　市長は、前条による請求があったときは、次に掲げる額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を委託料として、委託事業者等に支払うものとする。なお、当該委託料には旅費及び再調査に係る経費を含むものとする。

　(1) 施行規則第４０条第４項第１号に規定する指定居宅介護支援事業者が認定調査を行う場合　４，４００円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額４００円）

　(2) 施行規則第４０条第４項第３号に規定する介護保険施設が当該施設の入所者の認定調査を行う場合　２，２００円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　２００円）

２　前項に規定する委託料によりがたい契約に係る金額については、市長が別に定めることができる。この場合において、当該契約に係る契約書については、第１号様式と異なる様式を使用することができる。

　（個人情報の取扱い）

第８条　委託事業者等は、認定調査を実施するにあたり、個人情報の取扱いについて次に掲げる事項を遵守しなければならない。

　(1) 委託事業者等は、認定調査を実施するにあたり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理するための必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならないこと。

　(2) 調査員は、委託業務を履行するにあたり、知り得た個人情報を目的以外に使用してはならないこと。この場合において、契約の終了後においても同様とする。

　（事故発生時の対応）

第９条　認定調査の際に、事故が発生した場合には、速やかに市長に報告し、必要な措置を講じなければならない。

　（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、令和３年４月１日から施行する。